

三豊市電子地域通貨事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、三豊市(以下「市」という。)が発行する電子地域通貨の流通により、地域経済の活性化及び市のデジタル化の推進を図ることを目的として、三豊市電子地域通貨利用規約(以下「規約」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(発行者)

第2条 電子地域通貨の発行者は、市とする。

2 市長は、電子地域通貨のシステム運用を、連携事業者に委託することができる。

(電子地域通貨の名称等)

第3条 電子地域通貨の名称は、Mito Pay(ミトペイ)とする。

(発行額)

第4条 Mito Payの会計年度における発行額は、予算の範囲内とする。

(事務局の設置)

第5条 電子地域通貨事業(以下「事業」という。)の事務局は、政策部産業政策課に置く。

(加盟店)

第6条 加盟店は、市の区域内に所在する事業者で、かつ、現に営業している店舗等とする。

2 加盟店への登録は、店舗毎に行うものとする。

3 加盟店は、本事業の利用を希望する場合は、規約及び本告示を承諾の上、市ホームページの加盟店申込フォームから、申請しなければならない。

4 市は、前項の規定により申込みを受けた時は、第1項に適合しているかを確認のうえ、加盟店としての登録を行うものとし、販促物としてポスター等を送付する。

5 登録の可否については、販促物の送付をもって通知するものとする。

6 加盟店は、前項の販促物を店舗等の見やすい場所に設置し、加盟店であることをユーザーに広く周知すること。

(加盟店の登録事項の変更)

第7条 加盟店は、登録内容に変更があったときは、速やかに変更内容を市に提出しなければならない。

(加盟店登録の抹消)

第8条 加盟店は、加盟店登録の抹消を希望するときは、抹消希望日の1か月前までに別に定める方法によりその旨を市に報告しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、登録を抹消することができる。

(1) 加盟店が規約及び本告示に違反した場合

(2) 加盟店が登録した情報に虚偽の内容が含まれる場合

(加盟店への支払)

第9条 市長は、ユーザーが加盟店において決済した額を、連携事業者を確認し、指定口座に振り込むものとする。

2 振込金額は、決済金額から決済手数料として1.5% (税込)を差し引いた額とする。この場合において、決済手数料の小数点以下は、切り捨てるものとする。

3 振込日は、1日から15日までの売上分にあつては月末とし、16日から月末までの売上分にあつては翌月15日を振込日とする。ただし、振込日が土曜日、日曜日、又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の場合は、その日の直後の平日を振込日とする。

(チャージ店の登録)

第10条 チャージ店は、ユーザーから現金を預かり、マネーを加算する業務を行う加盟店とする。

2 チャージ店に登録を希望する加盟店は、事務局にその旨を連絡しなければならない。

(地域ポイント事業)

第11条 市長は、市の実施するイベント等の活性化のため、地域ポイント事業を実施することができる。

2 市長は、地域ポイント事業の参加者に対し、地域ポイントの付与を行うことができる。この場合において、地域ポイントの付与は、Mito Payポイントで行う。

(地域ポイントの付与基準)

第12条 地域ポイントの付与基準は、次のとおりとする。

- (1) イベントへの来場 10ポイント
- (2) 講座等への参加 100ポイント
- (3) アンケートへの回答 100ポイント
- (4) 半日ボランティア 200ポイント
- (5) 1日ボランティア 500ポイント

(その他団体によるポイント付与事業の実施)

第13条 第12条の規定にかかわらず、市以外の団体においても、ポイント付与原資及び事務費（以下「事務経費」という）を負担することで、地域ポイント事業を実施することができる。ただし、市長は、当該地域ポイント事業の主旨等により、事務費を免除することができる。

- 2 地域ポイント事業を実施したい団体(次項において「実施団体」という)は、市ホームページの地域ポイント申込フォームから、必要事項を入力し、申請しなければならない。
- 3 市長は、地域ポイント事業の参加者に地域ポイントの付与が完了したときは、その明細を実施団体に報告するとともに事務経費を実施団体に請求するものとする。
- 4 実施団体は、前項の規定により事務経費の請求があったときは、当該請求日から30日以内に支払わなければならない。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。